

福岡県公報

令和4年3月22日
第284号

目次

告示(第256号-第259号)

- 漁業共済の加入区の設定の一部変更 (漁業管理課) …… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …… 1
- 家畜伝染病予防法第5条第1項に基づく検査の実施に関する告示について (畜産課) …… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …… 3
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) …… 4

告示

福岡県告示第256号

漁業共済の加入区の設定(平成27年3月福岡県告示第191号)の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

令和4年3月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

表中

脇田加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち旧脇田漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業	を
脇田加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち旧脇田漁業協同組合の地区	小型特定漁業、小型一般漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業	に

改める。

福岡県告示第257号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	朝倉線 小石原	前	朝倉市佐田4084番1先から朝倉市佐田4079番1先まで	5.3 ～ 24.9	107.4
			後	朝倉市佐田4084番1先から朝倉市佐田4079番1先まで	5.3 ～ 20.9	107.4

福岡県告示第258号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年3月22日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 線 小石原	朝倉市佐田4084番1先から 朝倉市佐田4079番1先まで

福岡県告示第259号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、次のように家畜の検査を実施するので、同条第2項の規定により公示する。

令和 4 年 3 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施の目的

家畜の監視伝染病のうち、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、腐蛆病及びオーエスキー病の発生予防並びにブルセラ症、結核、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ、アカバネ病、チュウザン病及びアイノウイルス感染症の発生予防のため。

2 検査の対象となる監視伝染病の種類、実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

次の表に掲げるとおりとする。

監視伝染病の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	知事がヨーネ病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	1 血清学的検査（予備的抗体検出検査） 2 リアルタイムPCR検査 3 ヨーニン検査 4 補体結合反応検査 5 疫学的検査、臨床検査、細菌検査その他必要な検査

伝達性海綿状脳症	知事が伝達性海綿状脳症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域に所在する月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛（死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が満96月未満で死亡した場合を除く。）又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体及び月齢若しくは推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体のうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	酵素免疫測定検査、ウエスタンブロット検査、免疫組織化学的検査並びに疫学的検査及び臨床検査
腐蛆病	知事が腐蛆病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている蜜蜂のうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	細菌検査、疫学的検査及び臨床検査
オーエスキー病	知事がオーエスキー病の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚のうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	血清学的検査（ラテックス凝集反応検査、酵素免疫測定検査及び中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
ブルセラ症	知事がブルセラ症の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	1 血清学的検査（酵素免疫測定検査） 2 剖検、病理組織検査及び細菌検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査
結核	知事が結核の発生予防上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	1 ツベルクリン検査 2 剖検及び病理組織検査並びに細菌検査又は組織検体の遺伝子検査 3 疫学的検査、臨床検査その他必要な検査

豚熱	知事が豚熱の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている豚、いのししのうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	血清学的検査（酵素免疫測定検査、中和試験）、疫学的検査及び臨床検査
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	知事が高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている家きんのうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	血清学的検査（寒天ゲル内沈降反応検査及び酵素免疫測定検査）、ウイルス分離検査、疫学的検査及び臨床検査
アカバネ病	知事がアカバネ病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査
チュウザン病	知事がチュウザン病の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査
アイノウイルス感染症	知事がアイノウイルス感染症の発生予察上検査が必要と認めた区域	実施する区域で飼養されている牛のうち、知事が必要と認めたもの	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	血清学的検査（中和試験）、遺伝子検査、疫学的検査及び臨床検査

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 3 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市稲吉字若宮1279番 1、1279番 8 から1279番10まで、1280番 1、1280番 4 から1280番11まで及び1281番 6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久留米市東櫛原町2851番地 1
株式会社駅前工務店
代表取締役 米倉 武志

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 3 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
直方市大字頓野2002番 1 及び2002番 3 から2002番37まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
直方市大字中泉1172番地の 3
MGエステート株式会社
代表取締役 堀 孝

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 3 月 22 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
八女郡広川町大字広川字鳥越1310番 2、1311番 1、1311番 2、1312番 1、1314番、1315番 1、1315番 2、1316番、1316番 2、1316番 3、1317番 1 及び1317番 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑後市大字徳久86番地
社会福祉法人幸輪会
理事長 牛島 護巖

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和4年3月22日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 都市計画事業の種類及び名称

京築広域都市計画道路事業 3・3・51-2号 行橋停車場線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県京築県土整備事務所 豊前市大字八屋2007の1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし